

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金及びメーター使用料減免事業	①物価高騰の影響を受けている市民や事業者等を支援するため、水道基本料金及びメーター使用料の全額を免除する。 ②減免する水道基本料金及びメーター使用料に充当。 ③水道基本料金(1月当たり) 13,749件 26,275千円 メーター使用料(1月当たり) 13,749件 3,249千円 ④大船渡市と家事用、営業用及び団体の用途で給水契約を締結している水道使用者(ただし、契約者が官公署等の場合は対象外)	R8.6	R8.6
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費助成事業	①子育て世帯の物価高騰による経済的負担を軽減するため、18歳までの子どもが医療機関等を受診した際の医療費一部負担金を助成する。 ②医療機関等を受診した際の一部負担金 88,000千円 ③対象者 月平均3,100人 1月当たり医療費助成額 7,333千円×12か月＝87,996千円≒88,000千円 ④市内に住所を有し、出生から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の子ども	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業	①物価高騰により増大している保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て世帯への支援を強化することを目的とする。特に小学校給食費については、物価高騰分への対応にとどまらず、子育て支援の観点から抜本的な負担軽減として無償化を実施することで、家計負担の軽減及び少子化対策の推進を図る。 ②小学校給食費の無償化に要する経費(保護者負担相当額)及び中学校給食費のうち、食材費高騰に伴う増額分に要する経費 ただし、小学校給食費については、国及び県の基準額に基づく支援額を超える分に対して本交付金を充当する。 ※いずれも児童生徒に係る給食費を対象とし、教職員の給食費は含まない。 ③【小学校】(給食費年額61,200円-国県支援金57,200円)×児童数1,189人＝4,756千円 【中学校】(給食費年額66,600円-保護者負担55,500円)×生徒数661人＝7,337千円 ④市内小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者 ※教職員は対象外とし、児童生徒分のみを対象とする。	R8.4	R9.3